

新型コロナウイルスに伴う緊急学費支援制度について

1.目的

本学院では、専門職として資格取得に意欲の高い受験生が、働きながら本学院へ進学するにあたり新型コロナウイルスの影響により学費の捻出が困難な受験生に対して学納金の減免をし、就学の機会が失われないよう資格取得に向けた支援を目的とする。

2.対象学科

- (1)理学療法学科 夜間主 10名程度
- (2)作業療法学科 夜間主 10名程度
- (3)社会福祉学科 10名程度

3.対象学生

今年度、上記学科へ進学を目指している学生で、昼間は働きながらかつ他の奨学金及び支援制度を活用または適用できず学費の捻出が困難な方

4.支援内容

選考基準により授業料を3年間で35万円～145万円の間に減免を実施する。

※AO オンリーワンチャレンジ入試(特待S:35万円)併用可

5.選考基準

- 1.働きながら学ぶことができる方
- 2.高等教育修学支援金、専門実践訓練給付金、施設奨学金、日本学生支援機構及び教育ローンなどを利用若しくは併用しても学費の捻出が困難な方

6.選考方法の流れ

①入試→②施設奨学金や高等教育修学支援金申請→③**コロナ支援金審査**→④支援金決定→⑤入学手続き

※選考方法としては、当該学費支援制度の希望者は、学費相談を行い上記選考基準に従い、授業料の減免額について選考する。

※コロナ支援金審査にて支援金が決まった方は、受験料を5,000円に減免する。